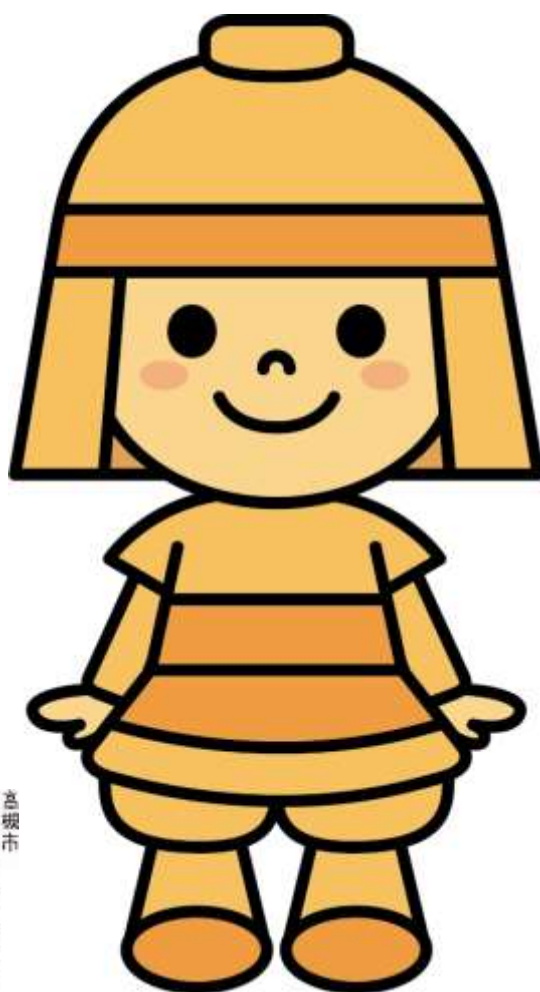


せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



高槻市
マスコットキャラクター
はにたん

もくじ 目次

せいかつ ほ ご 生活保護とは	P2
せいかつ ほ ご う なが 生活保護を受けるまでの流れ	P3
ほ ご しゅるい 保護の種類	P9
ほ ご じゅきゅう ほしょう けんり 保護を受給したら保障されること(権利)	P10
ほ ご じゅきゅう まも ぎむ 保護を受給したら守っていただくこと(義務)	P11
ほ ご じゅきゅう とど で 保護を受給したら届け出ていただくこと	P13
ちりょう う 治療を受けるとき	P15
ほう もと しどう し じ 法に基づく指導・指示	P18
ほ ご ひ へんかん もと 保護費の返還が求められるとき	P19
ほ ご ひ ちょうしゅう もと 保護費の徴収が求められるとき	P20
ほ ご う 保護が受けられなくなるとき	P21
げんめんせいど 減免制度	P21
ほ ご ひ う と 保護費の受け取り	P22
ち く たんどういん 地区担当員(ケースワーカー)	P22
せいかつ ほ ご じりつ ひつよう てつづ 生活保護から自立されたときに必要な手続きについて	P24

生活保護とは

私たちの一生の間には、病気やケガ、失業、家族との離別などさまざまな事情で収入や資産がなくなり、ご自身の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度です。

（無差別平等の原理／生活保護法 第2条）

（最低生活保障の原理／生活保護法 第3条）



生活保護を受けるまでの流れ

さまざまな理由で、生活にお困りの方は、福祉事務所に相談してください。

生活保護を含め、課題解決に向けて支援します。また、相談内容について

の秘密は守られますのでご安心ください。

— 生活保護を受けるまでの流れ —

1

相談・申請

お困りの状況などを福祉事務所に相談ください。
生活保護を希望する方は、申請書類を提出します。



2

調査・審査

生活保護を申請すると、福祉事務所の職員が
生活状況をお聞きするために、あなたの家を訪問
します。また、資産などの調査を行い、生活保護に
よる支援が必要かを審査します。



3

決定・開始

生活保護の受給が決まると、保護費の支給や
自立に向けた支援が始まります。

それぞれの流れについて、くわしく説明します。

1

相談・申請

■ 相談

生活に困っている、生活保護を受けたいと思ったら、福祉事務所に相談

してください。相談では、面接相談員があなたの抱えている困りごとや、

生活状況を伺います。生活保護制度を詳しく

お聞きになり、生活保護を希望するときは

申請してください。



■ 申請

生活保護の申請は、申請書類に記入し、提出してください。また、申請

に伴い、資産や収入のわかる書類など審査に必要な書類を求める場合があります。

※来所が難しいときは電話でのご相談も
お受けしております。



申請保護の原則

<生活保護法第7条>

保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請によって開始するものとする。ただし、要保護者が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所の判断で本人の申請が無くても保護を行うことができる。

2

ちょうさ しんさ 調査・審査

■ ちょうさ 調査

せいかつ ほ ご しんせい ふくしじ むしよしょくいん かていほうもん じったい
生活保護を申請されますと、福祉事務所職員が、家庭訪問による実態

ちょうさ よちよきん しさん ふようぎ むしや かん ちょうさ
調査のほか預貯金などの資産や扶養義務者などに関する調査をします。

しさん ちょうさ ●資産調査●

よちよきん せいめいほけん とち かおく
預貯金、生命保険、土地家屋、
じどうしゃ こうか きんぞく ばいきやく
自動車、高価な貴金属など売却や
かつよう か のう しさん ばあい
活用が可能な資産がある場合には、
しさん ばいきやく
資産を売却して
さいていせいかつひ
最低生活費に
あ
充てていただく
こともあります。



のうりよく かつよう ●能力の活用●

はたら かた のうりよく おう はたら
働ける方は、その能力に応じて働く
ひつよう びようきとう
必要があります。ただし、病気等の
りゆう はたら かた
理由で働けない方
は、それらのかいけつ
解決を
ゆうせん
優先します。



ふようぎ む ●扶養義務●

おや こ きょうだいしまい みんぽうじょう
親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の
ふようぎ む かた えんじょう
扶養義務のある方からの援助を受け
ることができう場合は受けてください。
DV (かていないぼうりよく) や ぎやくたい とうくべつ
DV (家庭内暴力) や虐待など特別な
じじょう ばあい しんぞく しょうかい
事情がある場合は、親族への照会を
みあ
見合わせるなどのはいりよ
配慮をします。

た せいど かつよう ●他制度の活用●

せいかつ ほ ご いがい ねんきん じどうふよう
生活保護以外に、年金、児童扶養
てあて しょうびやうてあてきん しつぎょうきゅうふきん
手当、傷病手当金、失業給付金など
た ほうりつ せいど かつよう
の他の法律や制度で活用できるもの
があればかつよう
活用していただきます。





扶養義務者からの扶養は保護に優先しますが、例えば同居していない親族に相談してからでないと申請できないということはありません。また、扶養照会は機械的にすべての扶養義務者に照会するものではありません。「扶養の義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には基本的に直接の照会が行わない取り扱いとなります。

補足性の原理

<生活保護法第4条>

保護は、利用できる資産や年金、給付金など他の制度による給付、働く能力などあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。民法に定める親子などの扶養義務者からの援助は生活保護に優先して行われるものだが、急迫した理由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

■ 審査

さまざまな調査をしたあと、生活保護が受けられるかの審査を行います。

一緒に生活している人を一つの世帯として、その世帯の「最低生活費」と

「すべての収入」を比較して、保護の要否を決めます。

保護が受けられる場合

収入

保護費

収入が最低生活費

したまわを
を下回る場合

最低生活費

保護が受けられない場合

収

入

収入が最低生活費

うわまわを
を上回る場合

さいていせいかつひ ねんれい かぞくこうせい もと くに さだ きじゆん
最低生活費とは、年齢・家族構成などを基に、国が定めた基準により

けいさん せたい ひとつき あいだ ひつよう せいかつひ
計算されたその世帯が一月の間に必要とする生活費です。

しゅうにゅう きゅうよ しょうよ おんきゅう ねんきん かくしゅ て あて ほけんきん そうぞく
また、収入とは、給与・賞与・恩給・年金・各種手当・保険金・相続・

えんじょ しおく ぞうよ یشان ばいきやくえき きんせんしゅうにゅう こめ やさい
援助・仕送り・贈与・資産の売却益などのあらゆる金銭収入、米や野菜な

ぶつびん ふく
どの物品も含まれます。

世帯単位の原則

<生活保護法第10条>

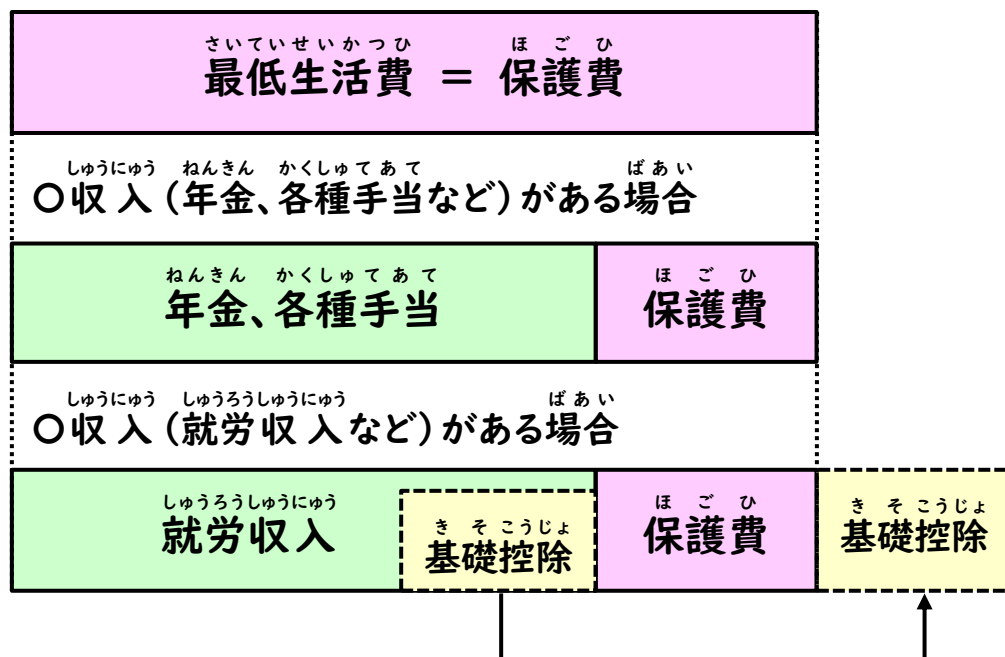
保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

はたら え しゅうにゅう き そこうじょ しゃかいほけんりょう さ ひ
なお、働いて得た収入からは基礎控除、社会保険料などを差し引いて

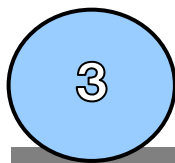
さいていせいかつひ けいさん はたら しゅうにゅう え ばあい さ ひ
最低生活費を計算します。したがって、働いて収入を得た場合、差し引い

かくしゅこうじょ ほごひ あ じぶん せいかつひ ふ
た各種控除を保護費と合わせれば自分の生活費は増えることになります。

しゅうにゅう ばあい ○収入がない場合



基準及び程度の原則	＜生活保護法第8条＞
保護は、その世帯の構成、年齢、居住地など、国の定める基準に照らして、世帯の収入や貯え、資産などを活用してなお満たすことのできないときは、足りない分を補う程度において行われる。	
必要即応の原則	＜生活保護法第9条＞
保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。	



3 けってい か い し 決定・開始

せいかつ ほ ご しんせいけっか つうちしょ
生活保護の申請結果は、通知書にてお知らせします。

せいかつ ほ ご か い し じりつ む し え ん か い し ほ ご
生活保護が開始となれば、自立に向けた支援が開始されます。保護の

けってい ふ ふ く おおさかふ ふ ふ く し ん さ もう た
決定に不服のあるときは、大阪府に不服審査の申し立てをすることができます。



■ がいこくせき かた せいかつ ほ ご ほ う じゅん ほ ご てきよう
外国籍の方については生活保護法に準ずる保護の適用となります。

■ げんえきぼうりよくだんいん かぞく ほ ご てきよう う
現役暴力団員およびその家族は保護の適用を受けることができません。

ほご しゅるい 保護の種類

せいかつ ほご 生活保護には、せいかつ じゅうたく きょういく かいご いりょう しゅっさん せいぎょう そうさい
生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の

しゅるい ふじょ
8種類の扶助があります。

- (1) せいかつ ふじょ 生活扶助 しょくひ いるい こうねつひ かいごほけんりょう
食費・衣類・光熱費・介護保険料など
 - にゅういん かげつ こ にゅういんかんじゃにちようひんひ
・入院が1ヶ月を超えると「入院患者日用品費」に
 - へんこう きょたく せいかつひ げんがく
変更となり、居宅の生活費より減額となります。
 - がつ がつ どうき かさん
・11月から3月までは、冬季加算がつきます。
 - がつ きまつ いちじふじょ
・12月には、期末一時扶助があります。
- (2) じゅうたく ふじょ 住宅扶助 やちん ちだい いってい じょうげん
家賃・地代（一定の上限があります）
- (3) きょういく ふじょ 教育扶助 ぎ む きょういく ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ ひよう
義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
- (4) かいご ふじょ 介護扶助 かいごほけん きゅうふたいしょう う
介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに、
ひつよう ひよう
必要な費用など
- (5) いりょう ふじょ 医療扶助 ほけんしんりょう がいとう いりょうひ
保険診療に該当する医療費
- (6) しゅっさん ふじょ 出産扶助 しゅっさん ひよう
出産のための費用
- (7) せいぎょう ふじょ 生業扶助 こうとうがっこう しゅうがくひよう
高等学校などの就学費用など
しごと ひつよう しきん ぎのう しゅうとくひ
仕事をするために必要な資金や技能の修得費
- (8) そうさい ふじょ 葬祭扶助 そうぎ ひよう
葬儀のための費用

保護を受給したら保証されること（権利）

保護を受給すると、以下のことが保障されます。

- (1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、
保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費や保護の物品に対して税金をかけられたり、
差し押さえられたりすることはありません。
- (3) 保護の決定処分に不服のあるときは、
不服審査の申し立てをすることができます。

不利益変更の禁止	＜生活保護法第 56 条＞ 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。
公課禁止	＜生活保護法第 57 条＞ 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられない。
差押禁止	＜生活保護法第 58 条＞ 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

保護を受給したら守っていただくこと（義務）

保護を受給したら、以下のことを守っていただきます。

- (1) 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (2) 自立した生活をしていけるように、次のような努力をしてください。
 - ① 働ける人は、能力などに応じて働いてください。希望する方は本市の「くらしごとセンター」に在籍する就労支援員によるサポートを受けることができます。個別面談の中でのアドバイスや、就労開始に向けて積極的な支援を行っています。また、市役所内のハローワークコーナーを利用することもできます。

なお、熱心に求職活動を行っている方には、活動に伴う交通費を支給できる場合があります。また、就職したことで生活保護が不要でなくなった方には、要件を満たせばその直後の生活を支えるための給付金(就労自立給付金)が支給されます。
 - ② 病気の方は医師の指示に従い、治療を受けるようにしてください。また、健康診断の受診などにより健康管理に努めてください。
- (3) 生活費の収支を把握するとともに支出の節約を図り、生活の

維持、向上に努めてください。場合によっては金銭の使い方について、生活費の収支状況をお聞きすることがあります。

て、生活費の収支状況をお聞きすることがあります。

(4) 資産の保有には、制限があります。

① 自動車、オートバイは要件を満たさないと保有はできません。また、

他人名義の自動車、オートバイの使用は原則、認められません。

② 高額な生命保険の加入は認められません。

③ 高額な貴金属類などの保有は認められません。

④ 申請後に活用・売却あるいは処分するよう判断された資産は、

福祉事務所の指示に従い早急に必要な手続きを進めてください。



譲渡禁止

＜生活保護法第 59 条＞

保護または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

生活上の義務

＜生活保護法第 60 条＞

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

ほご じゅきゅう とど で 保護を受給したら届け出ていただくこと

つぎ
次のようなときには、かならず届け出てください。

(1) しゅうにゅう う と 収入を受け取ったとき。

しゅうにゅう とどけで おく ただ ほご ひ けいさん
収入の届出が遅れると、正しい保護費の計算ができなくなります。

はたら かた しゅうにゅう か きゅうよめいさい そ しゅうにゅう
働いている方は収入が変わらなくても、給与明細を添えて「収入

しんこくしょ まいつきとど で ふくしじおしょ はたら はんだん
申告書」を毎月届け出てください。なお、福祉事務所から働けると判断

かた しゅうにゅう まいつき きゅうしよくかつどうじょうきょう しゅうにゅうしんこくしょ
された方は収入がなくても、毎月「求職活動状況・収入申告書」を

ていしゅつ いがい かた ていしゅつらい
提出しなければなりません。それ以外の方についても提出依頼があれ

しゅうにゅうしんこくしょ ていしゅつ
ば、「収入申告書」を提出していただきます。

しんこくたいしょうしゃ こうこうせい ふく はたら かたぜんいん
申告対象者は高校生を含め働いている方全員となります。また、

ていきてき そうふ しさんしんこくしょ どう わす ていしゅつ
定期的に送付する『資産申告書』等も忘れずに提出してください。



こうこうせい だい
高校生のアルバイト代については、20歳未満控除や必要経費等が控除されま

しゅうがくりょうこうひ がくしゅうじゅく ひょう かつどうひ ふそくぶん そうき せいかつ
す。さらに、修学旅行費や学習塾の費用、クラブ活動費の不足分、早期に生活

ほご じりつ けいひ だい こうじょ ばあい
保護から自立するための経費などについても、アルバイト代から控除される場合

じぜん ちくたんとういん そうだん
がありますので、事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

(2) 住所じゅうしょをかえるとき。(かならず事前じぜん そうですんに相談してください。)

(3) 家賃やちん・地代ちだいがかわるとき。

(4) 家族かぞくにかわったことがあったとき。

例) 出生れい・死亡しゅうしゅう・転入しぼう・転出てんにゅう・入学てんしゅつ・退学にゅうがく・転校たいがく・休学てんこう・卒業きゅうがく・卒業そつぎょう

病気びょうき・家出いえで・事故じこ・結婚けっこん・入院にゅういん・退院たいいんなど。

(5) 仕事しごとを新しく始めたり、やめたり、かわったとき。

例) 就職しゅうしよく・転職てんしよく・休職きゅうしよく・失業しつぎょう・廃業はいぎょうなど。

(6) 身体障がい者手帳しんたいしょう、療育手帳りょういくてちょう、精神障がい者保健福祉手帳せいしんしょうを取得・

喪失そうしつした場合や等級ばあいに変更どうきゅうがあった場合は報告へんこうしてください。

(7) 社会保険しゃかいほけんの資格しかくを得たとき、または喪失えしたとき。

(8) その他、帰郷等た ききょうとうで一定期間不在いっていき かんふざいにするなど生活状況せいかつじょうきょうに変更へんこうがあっ

たとき。(特に海外とく かいがいに渡航とこうする際は、必ずさい事前かなら じぜんに届出とどけが必要です。)

(9) 交通事故こうつう じこにあったとき。



届出の義務

<生活保護法第61条>

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

ちりょう う 治療を受けるとき

(1) 国民健康保険証は使用できません。治療を受ける時には『医療券』

が必要となります。(会社の社会保険証はそのまま使用できますが、

この場合でも『医療券』が必要です。)

初めて診療を受けようとする時は、受診する前に、生活福祉総務課

窓口で医療券の申請をしてから交付を受けてください。



医療機関によっては、医療券がないと医療費用を一旦全額自己負担してい

ただき、後日、医療券を提出してから還付の手続きとなる場合があります。

必ず医療券を持って受診してください。

なお、一定期間継続して通院する場合は、主治医の意見に基づき医療券を

直接病院に郵送することとなりますので、窓口で交付を受ける必要がなくな

ります。詳しくは地区担当員(ケースワーカー)に相談してください。

- (2) 治療は生活保護指定医療機関で受けてください。生活保護の指定を受けていない医療機関では医療券は使えません。市内の指定医療機関は、別途指定医療機関名簿で確認してください。市外の医療機関で受診する場合は事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。
- (3) 夜間や休日、緊急の場合等で、医療券の交付を受けられない場合は、医療機関の受付で高槻市の生活保護を受給していることを伝え受診してください。地区担当員（ケースワーカー）への連絡も忘れずに行い、受診後はできるだけ早く医療券の申請を行ってください。
- (4) 整骨院等の施術を受けられる場合は医療券が使えません。保険適用となる病状の治療の一環として、施術を受けることが認められる場合がありますので、必ず事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。リラクゼーションや癒し目的では受けられません。
- (5) 同じ病気で二つ以上の病院へ受診することはできません。
- (6) 主治医の診断と指示に従って受診してください。
- (7) 医療機関に通院するなどの際に交通費が必要な場合には、事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。
- (8) 医師や歯科医師が後発医薬品〔ジェネリック医薬品〕を使用することを認めている場合には、原則として後発医薬品〔ジェネリック医

やくひん ちょうざい
薬品]が調剤されます。

(9) せいしんじりつしえんいりょう かくりょうせいど がいとう ばあい すみ
精神自立支援医療など、各医療制度に該当する場合は速やかに

てつづ
手続きをしてください。

(10) しょう ちゅうがっこう は め みみ いちぶ ちりょう がっこう ほけんあんぜんほう てきよう
小・中学校の歯・眼・耳など一部の治療は学校保健安全法の適用

がありますのでいりょうけん つか い し かくにん
医療券は使えません。医師に確認してください。

れい むしば けつまくえん ちゅうじえん ちくのうしょう はくせん
例) 虫歯、結膜炎、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、とびひ、白癬など

(11) ひ ごろ けい かかんさつ たいちようふりよう じ きんりん しんりょうじょ
日頃の経過観察や体調不良時には、近隣の診療所などの「かかり

つけ医」で、みぢか いりょうそうだん ちりょう だいいょういん じゅしん
身近な医療相談や治療がうけられます。大病院を受診さ

れる際はさい きんきゅう じ え ばあい のぞ げんそく
緊急時などやむを得ない場合を除き、原則として「かかりつ

け医」のしょうかいじょう も じゅしん
け医」の紹介状を持って受診するようにしてください。

し ない だいいょういん
【市内の大病院】

あいじんかい びょういん おおさか い か やっか だいがくびょういん
愛仁会リハビリテーション病院 ・ 大阪医科薬科大学病院

おおさか い か やっか だいがくみしまみなみびょういん だいいちとうわかいびょういん たかつきせきじゅうじびょういん
大阪医科薬科大学三島南病院 ・ 第一東和会病院 ・ 高槻赤十字病院

たかつきびょういん ほくせつそうごうびょういん おんじゅん
高槻病院 ・ 北摂総合病院 (50音順)

(12) た ちりょう かん じぜん ち く たんとういん
その他、治療に関することは事前に地区担当員(ケースワーカー)

そうだん
に相談してください。



法に基づく指導・指示

福祉事務所からの指導・指示は、生活の維持・向上その他保護の目的達成のために生活保護法に基づいて行うものであるので、これに従ってください。

例えば、働く能力があるにも関わらず働かない場合や、通院が必要であるにも関わらず通院をしない場合、生活の維持向上・その他保護の目的達成のために必要と判断される場合は生活保護法第27条に基づき、指導指示を行います。

指導及び指示	<生活保護法第27条>
保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。	
指導又は指示に従う義務	<生活保護法第62条>
被保護者は、保護の実施機関が、保護施設への入所等を決定したとき、又は法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときはこれに従わなければならない。	
保護の実施機関は、被保護者が指示等に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。	

保護費の返還が求められるとき

通常、保護費は返還する必要はありませんが、差し迫った事情のため、資産・収入等があるにも関わらず、保護を受けた場合には、すでに支給された保護費（医療費や介護費を含む）をすみやかに返還しなければなりません。

たとえば次のような場合です。

- ☒ 保有の認められない不動産（土地、家屋）などが売却できたとき。
- ☒ 生命保険などの解約返戻金を受け取ったとき。
- ☒ 各種年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- ☒ 交通事故などの示談金、補償金などを受け取ったとき。

費用返還義務

<生活保護法第 63 条>

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

保護費の徴収が求められるとき

いつわりの申請や申告、その他不正な手段で保護を受けたときは、その間に受けた保護費（医療費や介護費を含む）を徴収します。場合によっては生活保護法第85条の規定により罰せられることもあります。また、不正受給の場合、徴収金額に100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せし、徴収することがあります。福祉事務所は、収入の状況を客観的に把握するために、年に1回課税の状況を調査し、不正受給の未然防止や早期発見に努めています。

費用の徴収	<生活保護法第78条> 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
罰則	<生活保護法第85条> 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

なお、生活保護法第63条の費用返還や生活保護法第78条の費用徴収などにおいて、地区担当員（ケースワーカー）が直接、被保護者の方から金銭を受領することはありません。

もし、そのような出来事があった場合には、お手数ですが福祉事務所までご連絡ください。

保護が受けられなくなるとき

収入が、生活保護で定める最低生活費を上回るようになった場合のほか、次のような場合に保護が受けられなくなることがあります。

- (1) 福祉事務所が法律に基づき必要な指導または指示を行ったにもかかわらず、それを守らなかったとき。
- (2) 保護の決定または実施のために必要な立入調査を、正当な理由なく拒んだり、妨げたりしたとき。
- (3) 保護の決定または実施のため必要であり、福祉事務所が指定する医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないとき。

減免制度

固定資産税、市府民税、軽自動車税、国民年金保険料、保育料（学童保育・保育所など）、清掃手数料（し尿収集料金）などについて減免制度があります。また、NHK受信料はNHKの規定による減免制度があります。

国民年金保険については、生活保護を受給すると、保険料の法定免除を申請することができます。市民課国民年金チームにて、法定免除の手続きをしてください。

ほごひとう 保護費の受け取り

しきゅう し ふりこみ び とど で こうざ ふ
支給カードでお知らせしている振込日に、届け出た口座に振り込まれま
す。きんがく ほごへんこうけつていつうちしょ おく へんこう
す。金額がかわるときは、保護変更決定通知書を送ります。(変更のない
ばあい おく じじょう ほごひ まどぐち わた
場合は送られません。)なお、事情によっては、保護費を窓口でお渡しする
ばあい
場合もあります。

ちくたんとういん 地区担当員(ケースワーカー)

- (1) ちくたんとういん ほご そうだん こ かた そうだん
地区担当員(ケースワーカー)は、保護の相談に来られた方の相談
う てきせつ しえん えんじょ おこな ていきてき かてい ほうもん
を受けたり、適切な支援・援助を行うために定期的に家庭を訪問し、
しさんじょうきょう けんこうじょうたい ちょうさ たちいりちょうさ じっし
資産状況や健康状態などを調査するために立入調査を実施します。
せいかつ ほご じゅきゅう ひつよう しゅうにゅう せいかつじょうきょう
また、生活保護を受給していただくうえで必要な収入や生活状況、
びょうじょう つういんじょうきょう しつもん こじん ひみつ まも
病状、通院状況などについて質問をしますが、個人の秘密を守るこ
ほうりつ ぎ おづ あんしん しやうじき こた
とは法律で義務付けられていますので、安心して正直にお答えくださ
い。なお、せいとう りゆう ほうもん こば もう た
なお、正当な理由がなく訪問を拒んだり、いつわりの申し立てをし
たときは、ほうりつ もと しどう し じ おこな
たときは、法律に基づき指導、指示が行われることがありますので
ちゅうい ほうもん じ ふざい れんらくひやうとう とうかん
注意してください。訪問時に不在のときには連絡票等を投函すること

があります。連絡票等を確認されたら、地区担当員（ケースワーカー）
に連絡するなど速やかに記載されていることを守っていただきますよ
うお願いします。

- (2) 保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活で
きるようになるには、どうすればいいのか一緒になって考えます。困
っていることや、わからないことがあれば相談してください。

- (3) このほかに、福祉事務所の協力者として民生委員がいらっしゃいま
す。お住まいの地域の民生委員が分からない場合は、地区担当員
(ケースワーカー)に気軽に相談してください。



生活保護から自立されたときに必要な手続きについて

- (1) 安定した職業に就いたことで生活保護から自立されたとき、要件を満たせば給付金(就労自立給付金)が支給される場合がありますので、生活福祉支援課で相談・申請の手続きをしてください。
- (2) 会社の健康保険に未加入あるいは扶養されていない方は、国民健康保険課で国民健康保険の加入手続きをしてください。
- (3) 高齢者、障がい者、ひとり親世帯など該当する方は各窓口で各種医療制度の加入手続きをしてください。
- (4) 国民年金保険料の納付が困難な方は、市民課国民年金チームで免除申請の相談や手続きをしてください。
- (5) 小・中学校の子どもがいらっしゃる方は、保健給食課で就学援助の相談や手続き、保育料(学童保育・保育所など)の支払いが困難な方は、子ども育成課・保育幼稚園事業課へ相談や手続きをしてください。
- (6) 公営住宅にお住まいの方は、各窓口で家賃の減額などについての相談や手続きをしてください。

(7) ^{こていしさんぜい} 固定資産税、^{し ふみんぜい} 市府民税、^{けいじどうしゃぜい} 軽自動車税の^{ひ か ぜ い そ ち} 非課税措置や ^{ほうそう} NHK放送

^{じゅしんりょう} 受信料の^{めんじょ} 免除、^{せいそうてすうりょう} 清掃手数料（^{にようしゅうしゅうりようきん} し尿収集料金）について、^{せいかつ ほ ご} 生活保護

^{げんがく} での減額は^う 受けられなくなりますので、^{かくまどぐち} 各窓口へ^{せいかつ ほ ご} 生活保護を^う 受けな

^{むね} くなった旨の^{れんらく} 連絡が^{ひつよう} 必要です。

^{ふめいてん}
ご不明点があれば、
^と ^あ
お問い合わせください。



このしおりは、生活保護の取り扱いについて、そのすべてをきれなく
説明したものではありません。具体的な問題については、地区
担当員（ケースワーカー）に相談してください。

地区担当員 (ケースワーカー)	
電話番号 (直通)	072-674-

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 16番窓口

高槻市役所 福祉事務所 生活福祉支援課

電話番号 072-674-7175

生活福祉総務課

電話番号 072-674-7177

令和4年1月改訂